令和 3年度
介護人材キャリアアップ研修
【 介護保険制度・介護支援など 】

主　管 ： 沖縄県子ども生活福祉部　高齢者福祉介護課
実施主体 ： 社会福祉法人　沖縄県社会福祉協議会

国際医療福祉大学　医療福祉学部　教授　　林　　和美

介護人材としてのキャリア・アップ

介護にかかる専門職に必要な知識・技術として　求められるものは多い
例えば　この「新型コロナ感染症」の拡大している時期においては
感染症の正しい知識と感染予防の知識さらには技術が必要である。
　さらには、介護技術のスキルアップ、記録の方法、医療的知識、
　チームアプローチ　…　数えきれないものがある

そのなかで　介護職は「介護保険」制度のなかで業務をすることが多い
　介護保険制度では、「介護支援専門員」という都道府県知事の認定する資格が位置づいている。　介護支援専門員になるためには、介護に関する実務経験とあわせて、毎年実施される「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、さらに　都道府県の実施する「実務研修」(87h)を受講修了し　「介護支援専門員証」の交付を受けることである。

であれば　資格取得を目指すのも　ひとつ　たとえ…

たとえ　資格取得を目指さないとしても、介護支援専門員が学習する内容に触れることは、適正な介護保険の運用を理解することができる。

では、その「介護支援専門員」に求められるものは何か…

①介護支援専門員　基本テキスト　九訂版　が発行されている
②令和3年10月10日(日)に第24回目の試験が予定されている
③試験の出題範囲に基づいて「基本テキスト」が製作されている
④介護支援専門員に必要な知識・技術とは何か？
　☞　基本テキスト　第1巻　目次の前　Vページ～ⅸページ
⑤具体的に　どんなことが出題されているか
　☞　過去問題や最近の傾向から　求められる知識がわかる

31日（土）09:40～16:30

09:40-10:50 (70) イントロ・試験概要・全体像の理解
11:00-12:00 (60) 被保険者
13:00-13:50 (50) 保険料
14:00-14:50 (50) 保険事故
15:00-15:50 (50) 保険給付
16:00-16:30 (30) 事業者・施設

01日（日）　09:30～16:30

09:30-10:20 (50) 地域支援事業
10:30-11:20 (50) 支える仕組み
11:30-12:00 (30) 保険者
13:00-14:50 (50) ケアマネジメント
15:00-15:25 (25) 模擬問題12問・休憩
15:30-16:30 (60) 模擬問題解説

過去５年間の合格者数と合格率

	受験者数	合格者数	合格率
第23回（2020年度）	46,415	8,200	17.7%
第22回（2019年度） <10/13・3/8　合算>	41,049	8,018	19.5%
第21回（2018年度）	49,333	4,990	10.1%
第20回（2017年度）	131,560	28,233	21.5%
第19回（2016年度）	124,585	16,281	13.1%

試験の問題構成

解答時間　１２０分

全　　体	全60問
介護支援分野	**25問**
保健医療福祉サービス分野	**35問**
保健医療サービスの知識等	20問
福祉サービスの知識等	15問

介護支援分野　25問の構成

- 介護の現状と課題・実施状況
- 介護保険制度の概要
- 要介護認定の方法や基準
- ケアマネジメントの考え方
- 居宅介護支援事業所の基準
- 各サービス基準の共通事項
- 介護報酬の仕組み　など

最近の傾向から25問構成を予測

- 介護保険制度論　17問　～　18問
- ケアマネジメント論　4問　～　6問
- 事例問題　1問　～　2問

6年前に　試験委員が「宝島」を 発見　!!

- 要介護認定等の審査判定基準 p.79
- 認定調査票の基本調査の項目 p.76
- 主治医意見書の項目 p.78
- 要介護認定等の有効期間 p.84　2021年度改正あり「48か月」
- 現物給付方式と償還払い方式　p.89　今年　出ます！
- 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額 p.99
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 p.115
- 課題分析標準項目　p.274
- 介護予防　基本チェックリスト p.358～359

全体像を理解した上で詳細な部分

- 特に、介護支援分野の攻略が、合否の鍵を握る
  - ☛介護支援分野の出題内容
- 法律だから難しい・長い単語のオンパレード
  - ☛「居宅介護サービス等区分支給限度基準額」18
  - ☛「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」20
- 「仕組み」そのものを知らなければ、判断できない
  - ☛　利用者負担はどのようなものがあるか?
  - ☛　低所得者の費用負担の仕組み?

地域支援事業　地域包括ケアシステム　問題

- 地域支援事業の任意事業　（第23回）問題14
- 包括的支援事業　（第22回）問題12
- 第1号解雇予防支援事業　（第22回）問題19
- 地域支援事業　（第22回再試）問題13

第21回は出題されなかった「地域支援事業」

- 地域包括支援センター　（第20回）問題 9・18
- 地域ケア会議　（第20回）問題　3・9
- 生活支援体制整備事業　（第20回）問題　3・20

「問題1」と「問題2」を、はじめから　やらない!!

23-①　2017(平成29)年度末における全国の要介護(要支援)認定者数の状況
22-①　2017(平成29)年の介護保険制度改正について、正しいもの
22-②　介護保険法第2条　保険給付の基本的考え方は?
22再試-②　介護保険法第1条・第2条に規定されている文言は?
21-①　介護保険法第1条(目的)に規定されている文言として、正しいもの
21-②　前述の「新オレンジプラン」の7つの柱として、正しいもの
20-①　「国民の努力及び義務」として介護保険法第4条に規定されているもの
20-②　介護保険の保険給付について正しいものはどれか
(制度創設後の状況や変化、改正の動向から選ぶ)
19-①　介護保険法第1条又は第2条に規定されている文言はどれか
19-②　介護保険法第8条に規定されている居宅介護支援の内容として正しいもの
18-①　介護保険法に定める保健福祉事業として正しいもの
18-②　介護保険法における介護支援専門員の義務として正しいもの
☛　215条まであるけど、どこがでるのか?

介護保険法　第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練 並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険法　第2条（介護保険）

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2　前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3　第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4　第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

社会保障の区分（基本テキスト　24ページ）

社会保障 ➡

- 社会保険　5つ　<医療・介護・年金・雇用・労災>
- 公的扶助　（生活保護）　※社会扶助（租税・公費負担方式）
- 社会福祉　（児童福祉・障害者福祉・老人福祉　など）
- 社会手当　（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当）
- 公衆衛生及び医療
- 恩給・住宅・労働 など

介護保険 ４つ の基本

- 介護保険は、 社会保険
- 社会保険は、 強制適用
- 介護保険は、 地域保険
- 介護保険は、 短期保険

効果的学習方法

1. 単元に区切って、基本テキストを**徹底して読む**
2. 単元に区切って、**過去問題を解いてみる**
3. 間違ったところを理解する
4. 模擬問題をやってみる
5. 新しい**単元に入り、繰り返す**
6. 模擬試験受験の機会があればチャレンジする

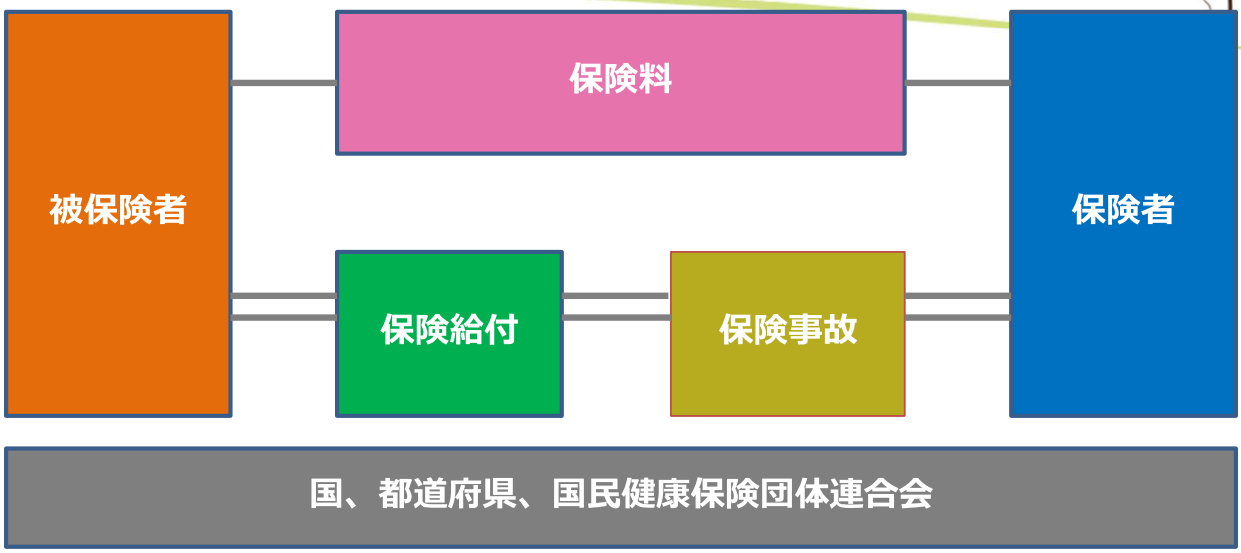

介護保険制度の仕組み・単元

被保険者のキーワード

- 第1号被保険者 （① p.44～45）
- 第2号被保険者 （① p.44～45）
- 強制適用 （① p.44）
- 住所地特例 （① p.48～50）
- 適用除外 （① p.46）
- 届出義務 （① p.48）
- 連帯納付義務 （① p.65）
- 被保険者証 （① p.50～51）

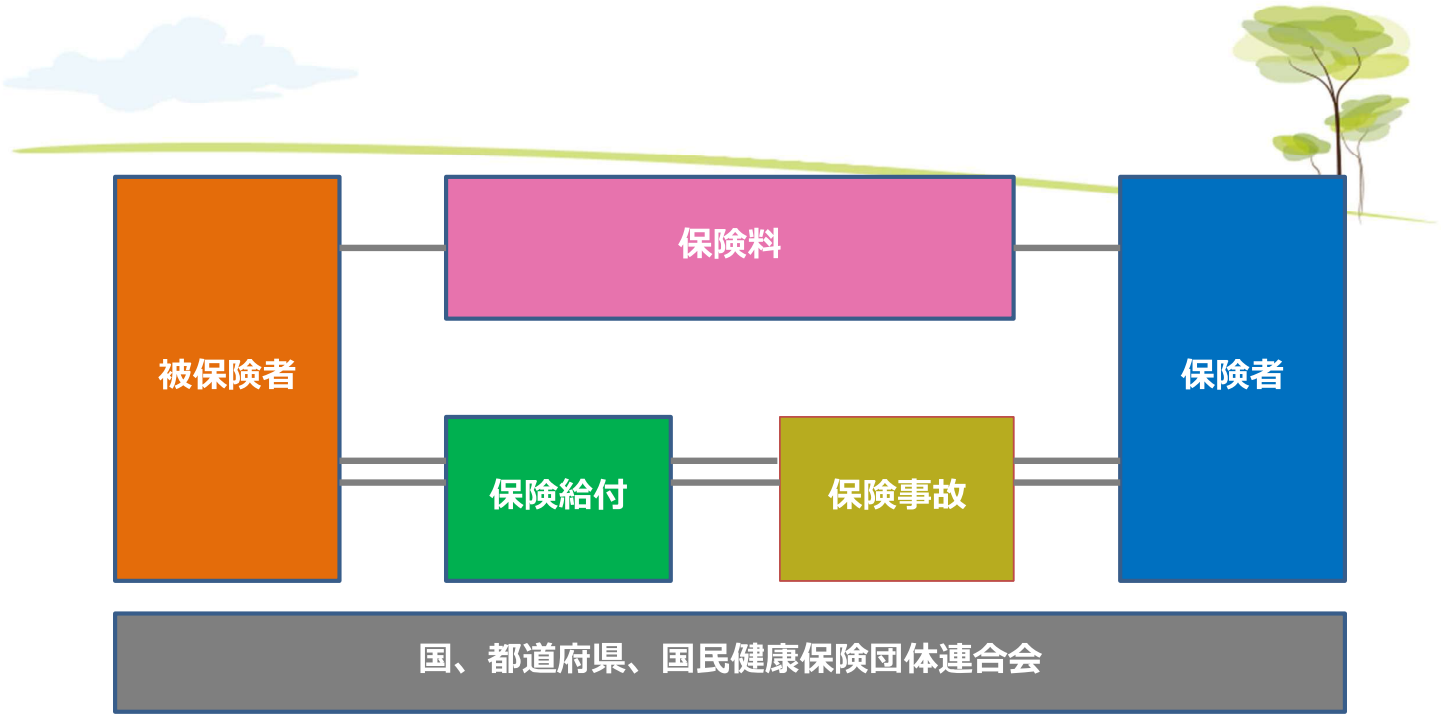

介護保険制度の仕組み・単元

保険料のキーワード

- 第1号保険料の算定 （① p. 63）
- 特別徴収 （① p.64～65）
- 普通徴収 （① p. 65）
- 医療保険者 （① p. 67～69）
- 社会保険診療報酬支払基金
  （① p.67～68）
- 保険料滞納者への措置 （① p.66）

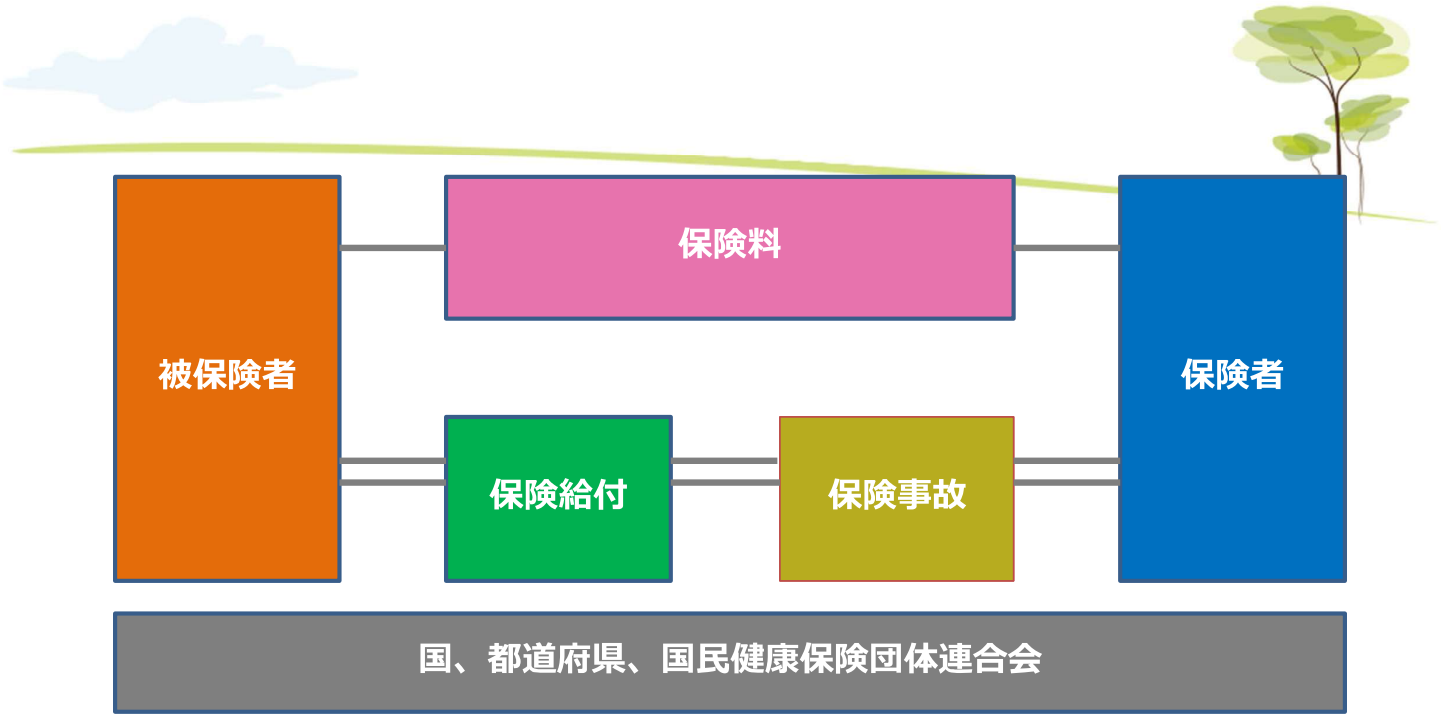

介護保険制度の仕組み・単元

保険事故のキーワード

- 要介護認定・要支援認定 （① p.71～74）
- 特定疾病 （① p.71～72）
- 認定申請 （① p.73～74）
- 認定調査 （① p.75～77）
- 審査・判定 （① p.77～83）
- 遡及効 （① p.83）
- 認定有効期間 （① p.84）
- 更新認定 （① p.85）
- 介護認定審査会 （① p.82） ☞「P.176」と「P.173」

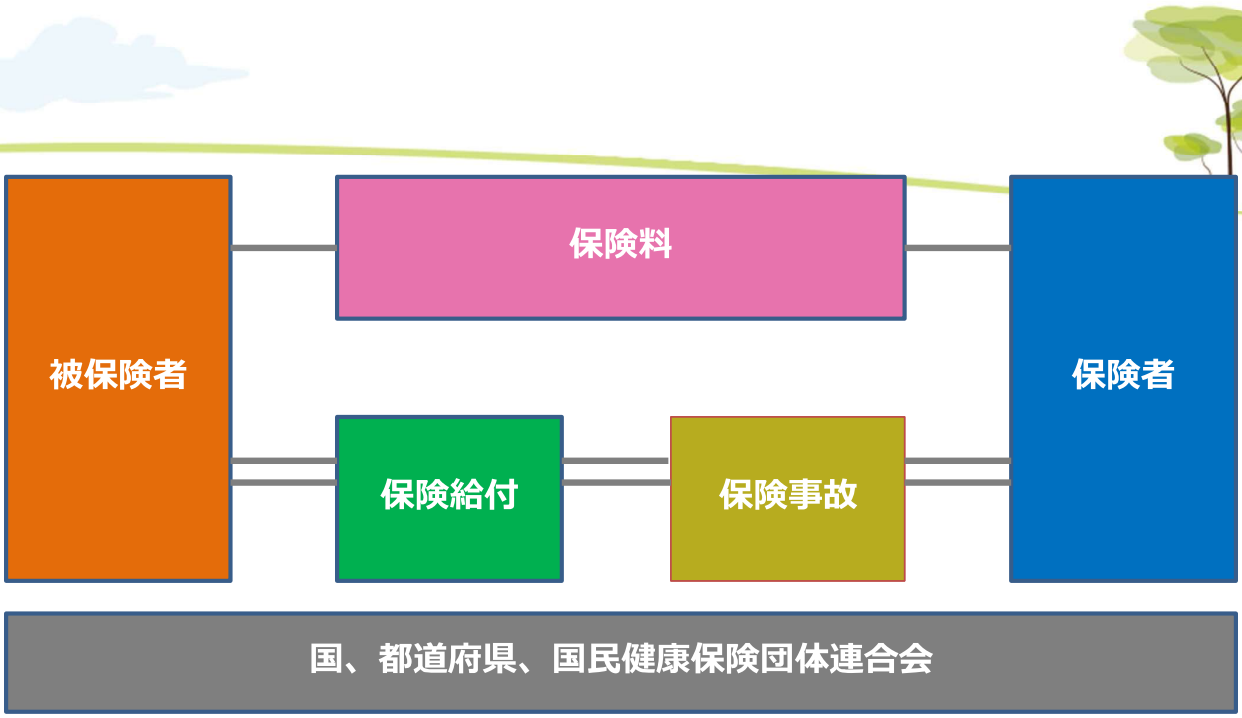

介護保険制度の仕組み・単元

保険給付のキーワード ①

- 介護給付・予防給付 （① p.89～93）
- 市町村特別給付 （① p.93）
- 地域密着型サービス （① p.90）
- 居宅介護支援・介護予防支援
  （① p.90・93）
- 利用者負担 （① p.104～105）
- 現物給付 （① p.102～103） ☞ 今年出る
- 償還払い （① p.101～102） ☞ 今年出る

保険給付のキーワード ②

- 高額介護サービス費等 （① p.105～106・109）
- 高額医療合算介護サービス費等（① p.106）
- 低所得者への配慮 （① p.108～115） ☞出る
- 特定入所者介護サービス費等
  （① p.109～113）
- 介護報酬単価 （① p.94～96）
- 支給限度基準額 （① p.98～101）

地域包括ケアシステム

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

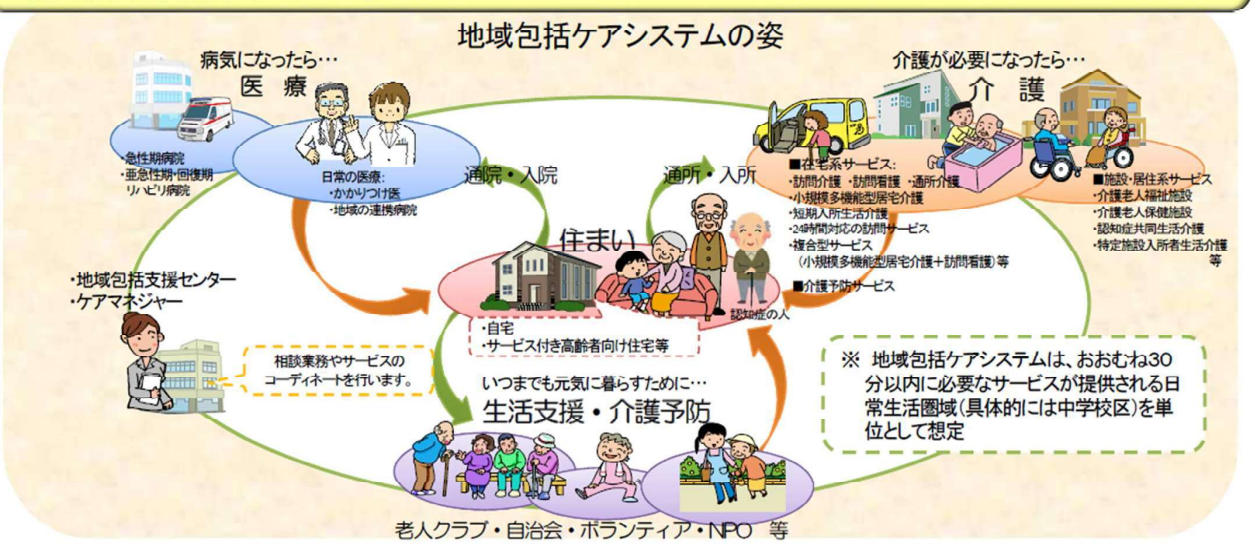

新しい地域支援事業の全体像

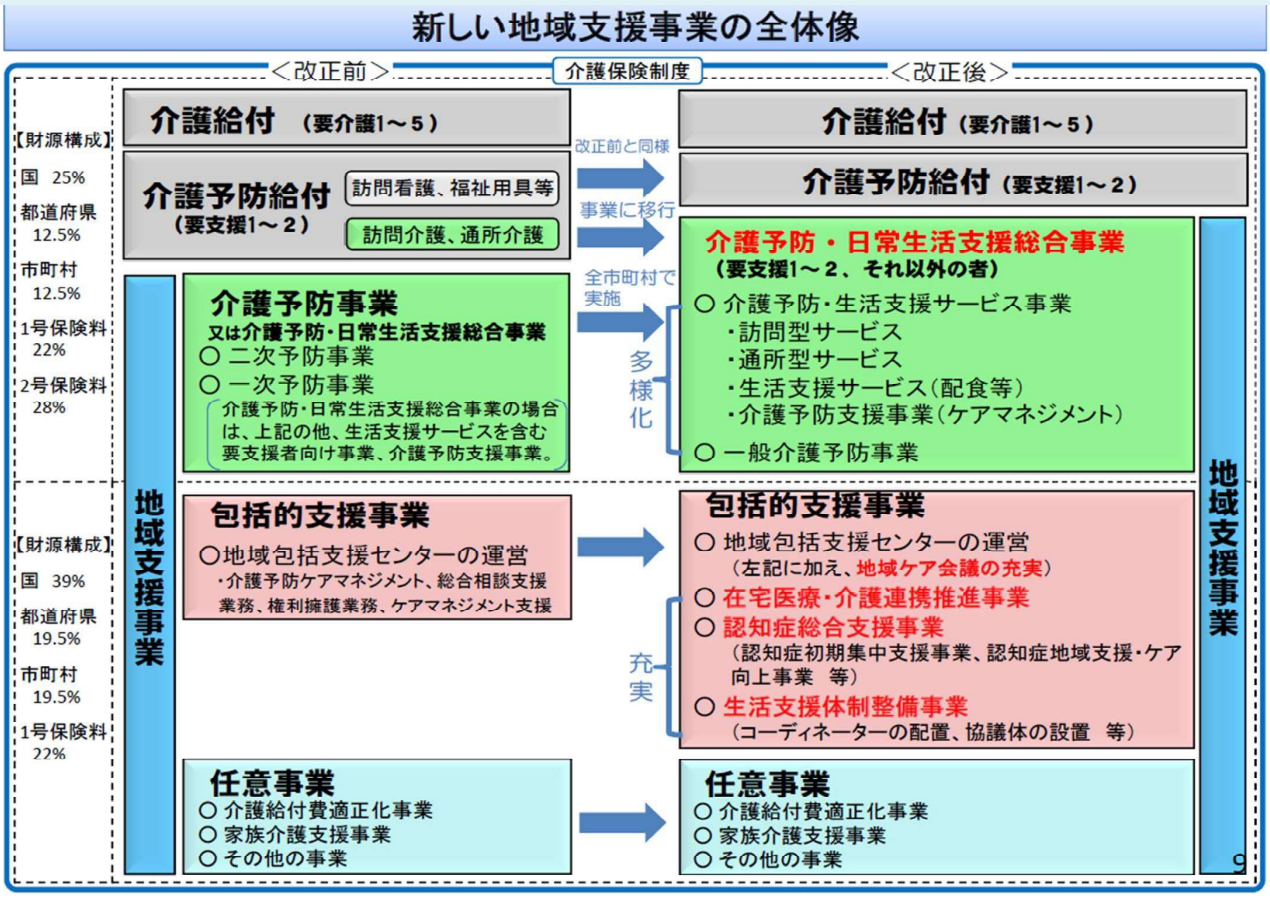

地域支援事業の概要　平成28年度予算　公費2,061億円、国費1,030億円

○　地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容　※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1)介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）　554億円（277億円）

①　介護予防・生活支援サービス事業
- ア　訪問型サービス
- イ　通所型サービス
- ウ　その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ　介護予防ケアマネジメント

②　一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）
- ア　介護予防把握事業
- イ　介護予防普及啓発事業
- ウ　地域介護予防活動支援事業
- エ　一般介護予防事業評価事業
- オ　地域リハビリテーション活動支援事業（新）

※新しい総合事業を実施するまでの間は、旧介護予防事業等を実施

(2)包括的支援事業・任意事業

①　包括的支援事業　1,507億円（754億円）
- ア　地域包括支援センターの運営
  - i）介護予防ケアマネジメント業務　うち、社会保障充実分 390億円（195億円）
  - ii）総合相談支援業務
  - iii）権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
  - iv）包括的・継続的マネジメント支援業務
    ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり　等
- イ　社会保障の充実
  - i）認知症施策の推進
  - ii）在宅医療・介護連携の推進
  - iii）地域ケア会議の実施
  - iv）生活支援コーディネーターの配置

②　任意事業
- ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業　等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

①　介護予防・日常生活支援総合事業
- ○　事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ○　総合事業への移行期間中については、最大10%の伸びまで可能。
  ※この他、円滑な移行のため「選択可能な計算式」及び「個別協議」の仕組みを設けている

②　包括的支援事業・任意事業
- ○　「26年度の介護給付費の２%」×「高齢者数の伸び率」
- ○　小規模の市町村や給付費の抑制に取り組む市町村については、総合事業への移行時において次の特例の選択が可能
  - ・25,000千円×当該市町村の高齢者人口を4,500で除した値（センター運営費）
  - ・930円×当該市町村の高齢者人口（任意事業）

○地域支援事業の財源構成（平成27年度以降）

介護予防・日常生活支援総合事業

【財源構成】

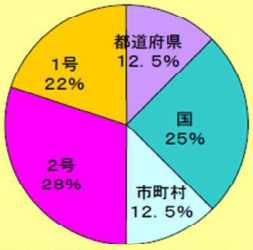

○　費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業

【財源構成】

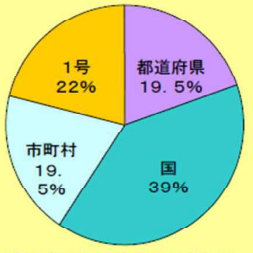

○　費用負担割合は、第２号は負担せず、その分を公費で賄う。
（国：都道府県：市町村＝２：１：１）

10

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置　⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のＡ～Ｃの機能があるが、当面ＡとＢの機能を中心に充実。

（A）資　源　開　発	（B）ネットワーク構築	（C）ニーズと取組のマッチング
○　地域に不足するサービスの創出 ○　サービスの担い手の養成 ○　元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保　など	○　関係者間の情報共有 ○　サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○　地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第１層の市町村区域、第２層の中学校区域があり、平成26年度は第１層、平成29年度までの間に第２層の充実を目指す。

①　第１層　市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
②　第２層　中学校区域で、第１層の機能の下で具体的な活動を展開
※ コーディネート機能には、第３層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

（２）協議体の設置　⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO　民間企業　協同組合　ボランティア　社会福祉法人　等

※1　これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
※2　コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

14

地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。
※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

（参考）平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）
○市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
○地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
○地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

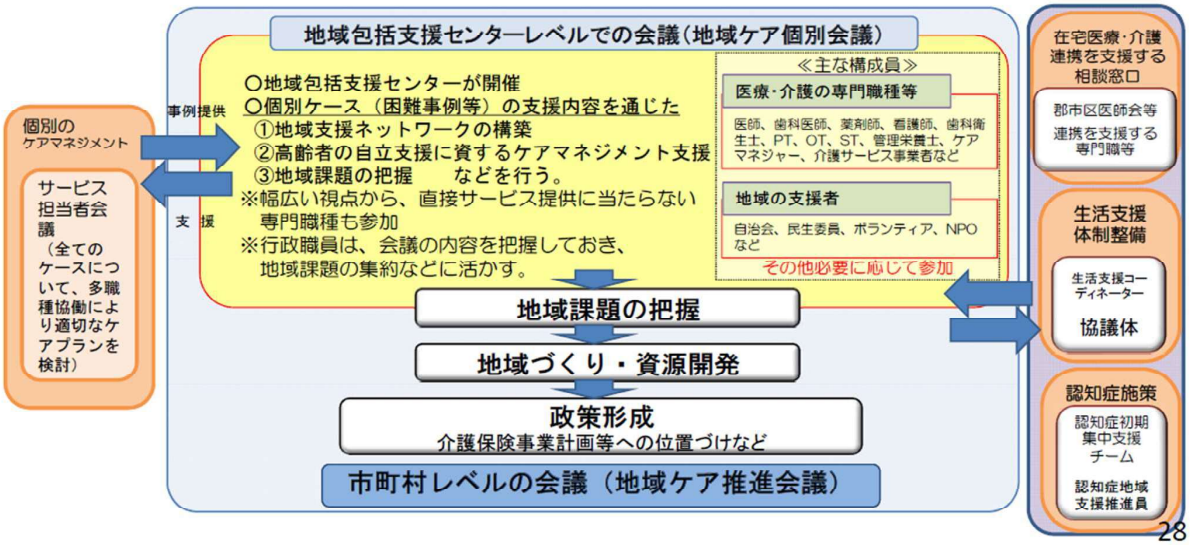

28

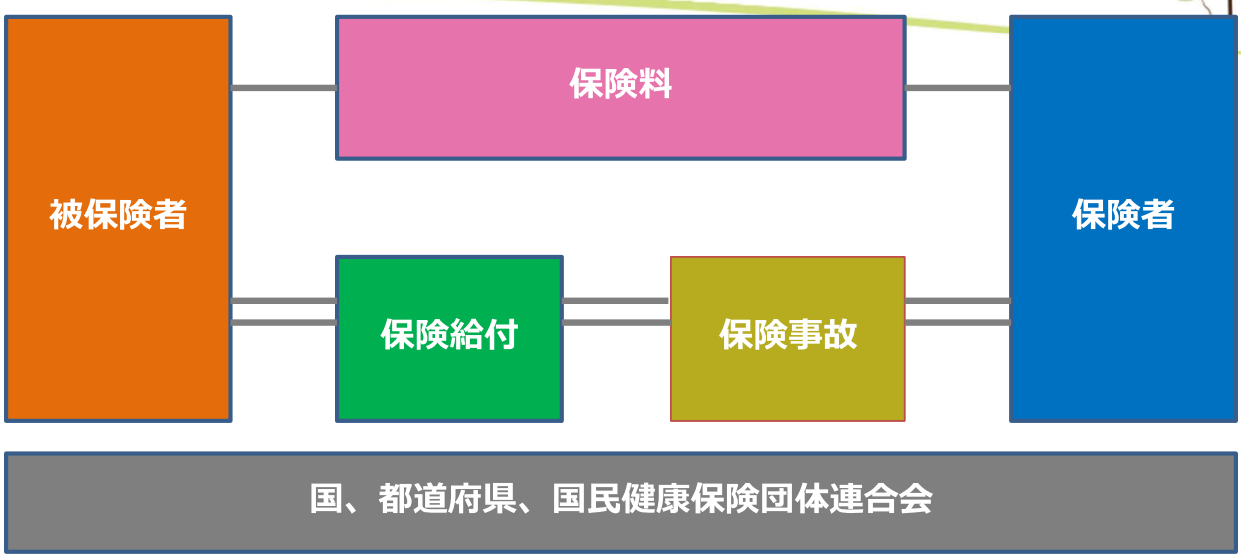

介護保険制度の仕組み・単元

国のキーワード

- 国庫負担 （① p.61･150）
- 基本指針 （① p.165）
- 各種基準の設定 （① p.52～53）
- 第2号被保険者の費用負担割合
  （① p.61～63）

都道府県のキーワード

- 介護保険審査会 （① p.176～178） ☞「P.82」と「P.173」
- 財政安定化基金 （① p.69～70）
- 介護給付費等の定率負担 （① p.61～62）
- 事業者･施設の指定等 （① p.127～134）
- 都道府県介護保険事業支援計画
  （① p.161～171）
- 介護支援専門員の養成･研修･登録･更新等
  （① p.122～124）
- 介護サービス情報の公表制度
  （① p.143～146）

国保連のキーワード

- 介護給付費の審査･支払 （① p.173）
- 介護給付費等審査委員会 （① p.173～174）

☞「P.82」と「P.176」

- 苦情処理 （① p.174～175）
- 第三者行為求償事務 （① p.175）

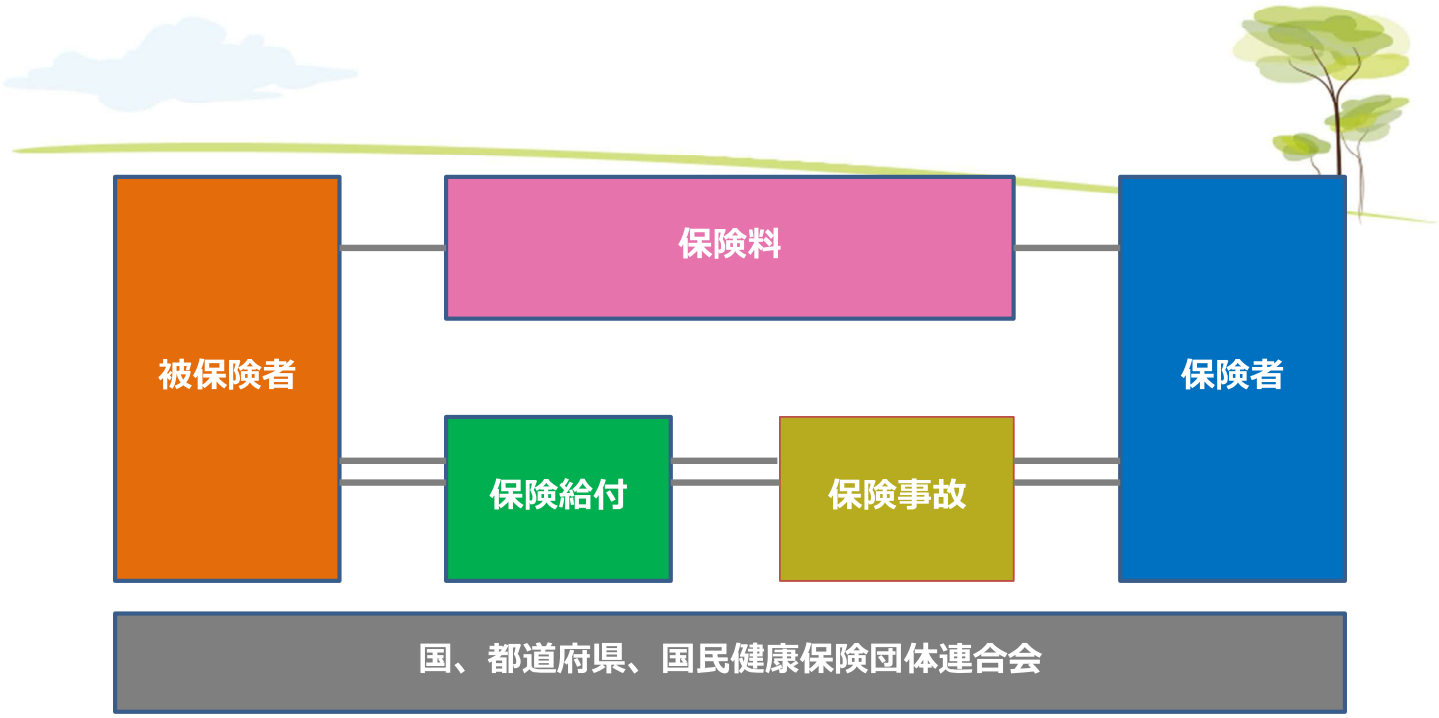

介護保険制度の仕組み・単元

保険者のキーワード ①

- 市町村・特別区 （① p.43）
- 被保険者の資格管理 （① p.44～50・57）
- 要介護認定・要支援認定事務 （① p.57）
- 保険料の徴収等 （① p.63～66）
- 保険給付 （① p.57）
- サービス提供事業者の指定等（① p.57・134～139)
- 地域支援事業および保健福祉事業
  （① p.57・p.147～164）

保険者のキーワード ②

- 地域包括支援センター
  （① p.57 ・p.160～162）
- 市町村介護保険事業計画
  （① p.165～167）
- 条例・規則等 （① p.56～59）
- 財政運営に関する事務等 （① p.56～57）
- 介護給付費等の定率負担 （① p.61）
- 介護認定審査会 （① p.82） ☞「P.176」と「P.173」

【介護支援❶】 介護保険法第1・2条　規定されているもの　3つ選べ

1　自立した日常生活

2　国民の共同連帯

3　利用者主体

4　医療との連携

5　介護の社会化

【　　】

【介護支援❷】 介護保険法第2条　考え方　2つ選べ

1　介護支援専門員の選択に基づくサービスの提供

2　被保険者の所得及び資産による制限

3　同一の事業者による複合的かつ集中的なサービスの提供

4　医療との連携への十分な配慮

5　被保険者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることへの配慮

【　　】

【介護支援❸】 被保険者資格　正しいもの　2つ選べ

1　居住する市町村から転出した場合は，その翌日から転出先の市町村の被保険者となる。

2　被保険者が死亡した場合は，死亡届が提出された日から被保険者資格を喪失する。

3　第2号被保険者が医療保険加入者でなくなった場合は，その日から被保険者資格を喪失する。

4　障害者総合支援法による指定障害者支援施設を退所したものが介護保険施設に入所した場合は，当該障害者支援施設入所前の住所地の市町村の被保険者となる。

5　第2号被保険者資格の取得の届出は，原則として本人が行わなければならない。

【　　】

【介護支援❹】 保険給付　正しいもの　2つ選べ

1　第三者行為によって生じた給付事由については，当該第三者への損害賠償請求が保険給付の要件となっている。

2　居宅介護住宅改修費については，住宅改修を行った者に対し，都道府県知事が帳簿書類等の提示を命じることができる。

3　居宅サービスに従事する医師が診断書に虚偽の記載をすることにより，不正受給が生じた場合は，市町村は当該医師にも徴収金の納付を命じることができる。

4　保険給付を受ける権利の消滅時効は，5年である。

5　居宅要介護被保険者は，指定居宅サービスを受ける都度，被保険者証をサービス事業者に提示しなければならない。

【　　】

【介護支援❺】 支給限度基準額　正しいもの　3つ選べ

1　福祉用具貸与には，区分支給限度基準額は適用されない。

2　福祉用具購入費には，区分支給限度基準額は適用されない。

3　居宅療養管理指導には，区分支給限度基準額は適用されない。

4　転居した場合には，改めて支給限度基準額まで居宅介護住宅改修費の支給を受けることができる。

5　地域密着型サービスには，居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は適用されない。

【　　】

【介護支援❻】 第1号被保険者の保険料(普通徴収)　正しいもの　2つ選べ

1　保険料の賦課期日は，市町村の条例で定める。

2　被保険者の配偶者は，被保険者と連帯して納付する義務を負う。

3　保険料の納期は，厚生労働省令で定める。

4　保険料は，市町村と委託契約を結んだコンビニエンスストアで支払うことができる。

5　被保険者は，普通徴収と特別徴収のいずれかを選択することができる。

【　　】

【介護支援❼】 介護給付費用　公費負担　3つ選べ

1　国の負担割合は，12.5％である。

2　国の負担は，定率の負担金と調整交付金からなる。

3　調整交付金の交付については，市町村の第1号被保険者の所得の分布状況も考慮する。

4　都道府県の負担割合は，市町村の財政状況に応じて異なる。

5　市町村の負担分は，一般会計において負担する。

【　　】

【介護支援❽】 利用者負担　正しいもの　2つ選べ

1　生活保護受給者は，高額介護サービス費の支給の対象とはならない。

2　特定入所者介護サービス費の対象者には，申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付される。

3　特定入所者介護サービス費支給後の利用者負担額については，社会福祉法人による利用者負担額軽減制度は適用されない。

4　社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象には，食費が含まれない。

5　社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象には，居住費が含まれる。

【　　】

【介護支援⑨】 要介護認定　正しいもの　3つ選べ

1　認定調査票の基本調査項目には，口腔清潔に関する項目が含まれる。

2　認定調査票の基本調査項目には，主たる介護者に関する項目が含まれる。

3　認定調査票の基本調査項目には，集団への不適応に関する項目が含まれる。

4　要介護認定等基準時間の算定の合算対象には，疼痛の看護が含まれる。

5　要介護認定等基準時間の算定の合算対象には，認定調査票の特記事項の内容が含まれる。

【　　】

【介護支援⑩】 居宅サービス計画　適切　2つ選べ

1　サービス担当者会議の要点を利用者に交付すること。

2　文書により家族の同意を得ること。

3　作成した際に，利用者に交付すること。

4　作成後，保険者に提出すること。

5　介護支援専門員は，計画に位置付けた指定訪問介護事業者に対して，訪問介護計画の提出を求めること。

【　　】

【介護支援⑪】 指定居宅介護支援　人員・運営基準　正しいもの3つ選べ

1　障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者との連携に努めること。

2　利用者の施設入所について配慮すること。

3　保健医療サービス及び福祉サービスの総合的かつ効率的な提供に配慮すること。

4　利用者の最低限度の生活の維持に努めること。

5　居宅介護支援の提供に当たって公正中立に行うこと。

【　　】

【介護支援⑫】 介護保険と他制度との関係　正しいもの3つ選べ

1　障害者総合支援法による行動援護を利用している障害者が，要介護認定を受けた場合には、行動援護は利用できなくなる。

2　労働者災害補償保険法の通勤災害に関する療養給付は，介護保険給付に優先する。

3　福祉用具購入費は，高額医療合算介護サービス費の利用者負担額の算定対象に含まれる。

4　医療扶助の受給者であって医療保険に加入していない者は，介護保険の第2号被保険者とはならない。

5　介護老人保健施設は，老人福祉施設に含まれない。

【　　】